

## 豚熱（CSF）で影響を受けた事業者に対する中小企業セーフティネット資金の適用について

この度の豚熱（CSF）で影響を受けられた中小企業の皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

さて、県では、豚熱（CSF）で影響を受けた中小企業の皆様に金融支援を行うため、県融資制度「中小企業セーフティネット資金」の融資対象4（災害等被害対応貸付）の取扱いを下記のとおり行います。

### 記

#### 1 融資対象者

事業歴が1年以上で、令和2年1月7日に発生した豚熱（CSF）の影響を受けた中小企業者、協同組合等（対象業種は別紙を参照）

#### 2 融資対象となる地域

原則、沖縄県公報における豚熱（CSF）を原因とする家畜伝染病予防法施行細則第13条第1項の規定による移動を禁止する家畜等及び区域の指定に係る沖縄県告示に記載されている地域 【令和2年1月29日時点で対象となる告示：沖縄県告示第4号、第7号、第9号、第18号、第20号】

（上記以外の地域は、個別の事案ごとに融資対象となるか検討しますので、下記へお問い合わせください。）

#### 3 資金使途 災害被害対応に係る事業資金

#### 4 融資限度額 運転のみ3,000万円（一般保証枠適用）

#### 5 融資期間 7年（据置1年）

#### 6 融資利率 0.90%

#### 7 保証料率 0%（保証料については県が全額負担致します）

#### 8 金融機関への融資申込期間 令和2年1月10日から

#### 9 融資申込みの方法

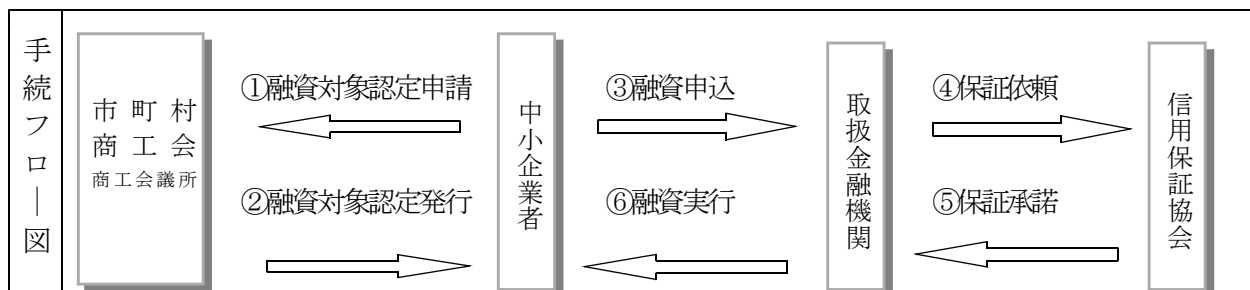
市町村長若しくは商工会会長から融資対象認定書を取得後、当該証明書を県融資制度の必要書類に添付し、直接取扱金融機関に融資を申し込む。

#### 10 取扱金融機関

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫  
沖縄県農業協同組合、みずほ銀行、鹿児島銀行

#### 11 その他

運転資金のみが対象となります。



#### 【問合せ先】

沖縄県商工労働部中小企業支援課（金融班）

電話：098-866-2343 FAX：098-861-4661

災害被害対応貸付の融資対象となる業種

原則、日本標準産業分類に記載されている業種で、

大分類 製造業のうち

中分類 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業

大分類 卸売業、小売業のうち

中分類 飲食料品卸売業、飲食料品小売業、その他の卸売業、その他の小売業

大分類 宿泊業、飲食サービス業のうち

中分類 飲食店